



# 仕事と介護の両立のためのメニュー



職員の就業と介護の両立を支援するため、JAEAでは以下の制度を整備しています。

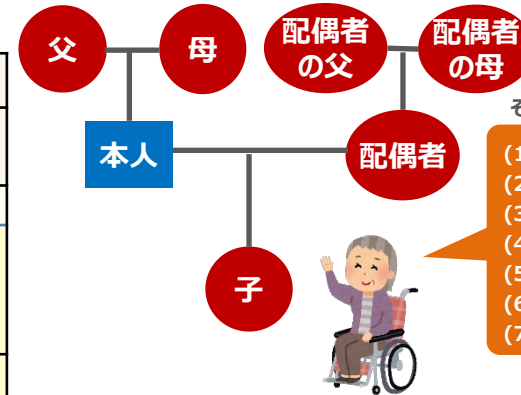
この他、**積立休暇(特別休暇)**を介護のために取得することが可能です。

## 仕事と介護の両立を支援する制度一覧(注)

両立支援策		制度の概要等
		(注)本表は職員である場合のものです。他の身分の場合は、給与の扱い等が違う場合があります。 ※1無給(雇用保険による給付制度有)、※2勤務しない時間について給与を減額、※3有給 <b>育</b> …育児にも適用される制度
≪休業の制度≫		
介護休業 <sup>※1</sup>	(概要) (期間) (その他)	要介護状態にある対象家族を介護する職員が一定期間休業することを認める制度 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算6か月間を超えない範囲で3回まで 1日又は1時間の単位で取得可能(1時間を単位とする場合は1日4時間まで)。 無給。(1日単位での介護休業の取得の場合は、介護休業給付金(雇用保険)の支給(通算して93日)を受けることができる場合があります(受給資格には条件あり))
部分休業 <sup>※2</sup>	(概要) (期間) (その他)	要介護状態にある対象家族を介護するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算3年間を超えない範囲で3回まで 通常の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間(30分単位)を超えない範囲で取得可。勤務しない時間については給与を減額(無給)
≪特別休暇≫		
短期の介護休暇 <sup>※3</sup>	(概要) (日数) (その他)	要介護状態にある対象家族を介護その他の世話(通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行、その他要介護者に必要な世話)をする職員に与えられる休暇 年5日(対象となる要介護者が2人以上の場合は年10日)、1日又は時間単位 1日又は1時間の単位で取得可能
≪働き方に係る制度≫		
早出遅出勤 <b>育</b>	(概要) (期間)	要介護状態にある対象家族を介護する職員に、1日の所定労働時間を変更することなく、始業と終業時刻を変更して勤務することを認める制度 介護を必要とする間
カチャットの貸与 <b>育</b>	(概要) (期間)	カチャットアプリを用いて、スマホ等で機構アドレスを用いたメールの送受信、JAEAイントラの閲覧、事務手続きポータルサイトの申請、リシテア登録等の利用が可能 (1か月を超える)休業期間
テレワーク <b>育</b>	(概要) (期間)	ライフサポート型の一環として、要介護者の介護のため、在宅勤務ができる制度(終日テレワークは月8回まで)。 ※テレワークにおける介護の定義は、介護休業や短期の介護休暇の取得事由(要件:2週間以上にわたり要介護状態であること)より広く設定しており、2週間未満の介護の場合も利用可能です。 介護対象者の介護期間
フレックスタイム勤務 <b>育</b>	(概要) (期間) (その他)	以下の時間帯で職員の裁量に応じて始業・終業時間を設定し勤務することを認める制度 ○勤務時間 7:00~22:00 ○休憩時間 12:00~13:00 ○コアタイム 育児・介護・傷病…11:00~14:00、通常…10:00~15:00 介護の場合、介護を必要とする間(通常コアタイムは、制限なし) 介護コアタイム適用者は、事前申請の上、必要な日に限り、コアタイムなしでの勤務が可能
所定外勤務の制限 <b>育</b>	(概要) (期間)	要介護状態にある対象家族を介護する職員の所定外勤務(時間外勤務・休日勤務)を月24時間以内かつ年150時間以内を制限する制度 介護の場合、介護を必要とする間
深夜勤務の制限 <b>育</b>	(概要) (期間)	要介護状態にある対象家族を介護する職員の深夜の勤務を制限する制度 介護の場合、介護を必要とする間
所定外勤務の免除	(概要) (期間)	要介護状態にある対象家族を介護する職員の所定外勤務(時間外勤務・休日勤務)を免除する制度 介護の場合、介護を必要とする間

## “要介護状態にある対象家族”とは…

対象家族



その他、以下が対象です。

- (1) 祖父母
- (2) 兄弟姉妹
- (3) 父母の配偶者
- (4) 子の配偶者
- (5) 配偶者の父母の配偶者
- (6) 配偶者の子
- (7) 孫

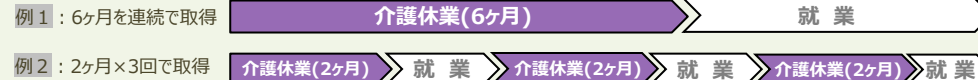


## ○要介護状態とは？

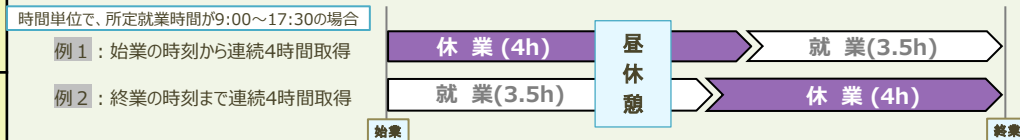
負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上的の障害により、**2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態**を指します。

## 介護休業の取得

介護を必要とする一の継続する状態ごとに、**通算6ヶ月間を超えない範囲で3回まで**取得可能です。

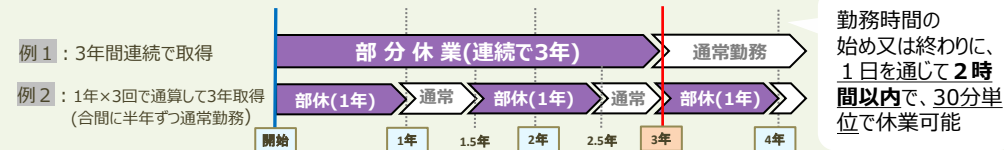


取得単位は**1日**又は**1時間**です。時間単位の場合、通常の勤務時間の始業の時刻から連続し、又は通常の勤務時間の終業の時刻まで連続した**4時間以内**の範囲で取得が可能です。



## 部分休業の取得

介護を必要とする一の継続する状態ごとに、初めて介護のための部分休業を取得した日から期間を**通算して3年間**までの範囲内で**3回を上限**として取得可能です。



勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて**2時間以内**で、**30分単位**で休業可能